

## 平成 28 年「賃金構造基本統計調査」の結果について

平成 29 年 2 月に厚生労働省が公表した平成 28 年「賃金構造基本統計調査」によると、女性の賃金は過去最高となり、男女間賃金格差は過去最小となったことがわかりました。

### 1. 調査の概要

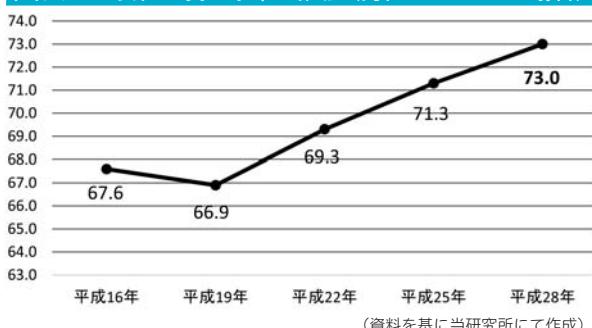
「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年 7 月に実施されています。今回は、全国及び都道府県別の賃金について、調査客体として抽出された 10 人以上の常用労働者を雇用する民間の 65,881 事業所のうち、有効回答を得た 49,783 事業所（有効回答率 75.6%）について集計したものです。

### 2. 一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金

#### （1）賃金の推移

賃金は、男女計 304.0 千円（年齢 42.2 歳、勤続 11.9 年）、男性 335.2 千円（年齢 43.0 歳、勤続 13.3 年）、女性 244.6 千円（年齢 40.7 歳、勤続 9.3 年）となっています。賃金を前年と比べると、男性では 0.0% と同水準、女性では 1.1% 増加となっています。この結果、男性を 100 とした女性の賃金指数は 73.0 となり男女間の賃金格差は過去最小となっています。（図表 1）

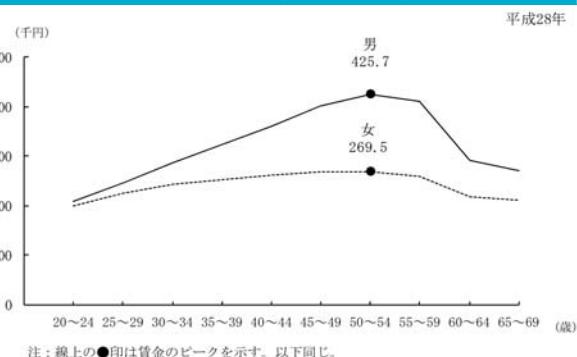
図表 1 女性の賃金水準の推移（男性=100とした場合）



#### （2）性別にみた賃金

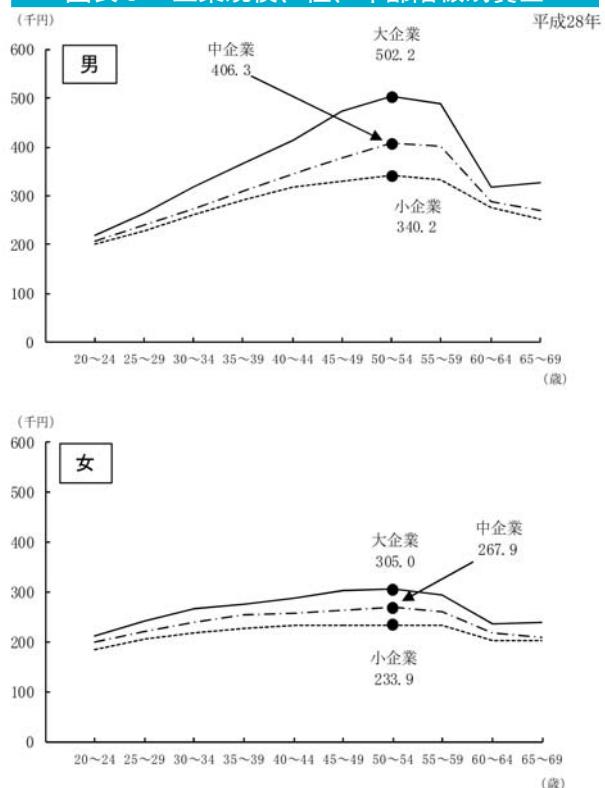
男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高くなるとともに賃金も上昇し、50～54 歳で 425.7 千円（20～24 歳の賃金を 100 とするとき 203.6）と賃金がピークとなり、その後下降しています。女性も 50～54 歳の 269.5 千円（同 135.1）がピークとなっているが、男性に比べ、賃金カーブは緩やかとなっています。（図表 2）

図表 2 性、年齢階級別賃金



#### （3）企業規模別にみた賃金

企業規模別に賃金をみると、男性では、大企業（常用労働者 1,000 人以上）が 384.8 千円（前年比 0.7% 減）、中企業（常用労働者 100～999 人）320.2 千円（同 0.0%）、小企業（常用労働者 10～99 人）が 290.9 千円（同 0.8% 増）。女性では、大企業が 268.7 千円（同 0.1% 増）、中企業が 242.3 千円（同 0.8% 増）、小企業が 219.1 千円（同 1.2% 増）となっており、男性は小企業が、女性はすべての企業規模において前年を上回っており、企業規模間賃金格差は男女ともに縮小しています。（図表 3）

**図表3 企業規模、性、年齢階級別賃金**

#### (4) 雇用形態別の賃金

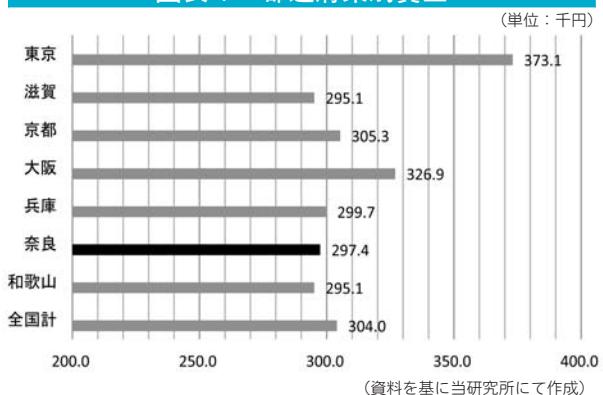
雇用形態別の賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 321.7 千円（年齢 41.4 歳、勤続 12.7 年）、正社員・正職員以外 211.8 千円（年齢 46.5 歳、勤続 7.7 年）となっています。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 349.0 千円（前年比 0.2% 増）、正社員・正職員以外 235.4 千円（同 2.7% 増）、女性では、正社員・正職員 262.0 千円（同 1.0% 増）、正社員・正職員以外 188.6 千円（同 4.2% 増）となっています。

年齢階級別にみると、正社員・正職員以外は、男女いずれも年齢階級が高くなても賃金の上昇はありません。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員=100）は、男女計で 65.8（前年 63.9）、男性で 67.4（同 65.8）、女性で 72.0（同 69.8）となっており、男女計及び女性で統計を取り始めた平成 17 年の調査以来過去最小となっています。（図表不掲載）

#### (5) 都道府県別の賃金

都道府県別の賃金水準をみると、全国計（304.0 千円）よりも賃金が高かったのは 6 都府県（茨城県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）となり、最も高かったのは、東京都（373.1 千円）となっています。近畿地区では、京都府（305.3 千円）、大阪府（326.9 千円）が全国計を上回っているものの、奈良県（297.4 千円）他 3 県は、平均を下回っている状況です。（図表 4）

**図表4 都道府県別賃金**

(資料を基に当研究所にて作成)

#### 3. 短時間労働者（\*）の賃金

短時間労働者の 1 時間当たり賃金は、男女計 1,075 円（前年比 1.5% 増）、男性 1,134 円（同 0.1% 増）、女性 1,054 円（同 2.1% 増）となっており、いずれも過去最高となっています。（図表不掲載）

（\*）「短時間労働者」とは、同一事業所の一般労働者より 1 日の所定労働時間が短いまたは 1 日の所定労働時間が同じでも 1 週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

アベノミクス以降、企業規模、雇用形態にかかわらず、女性の賃金は上昇基調にあります。平成 28 年には過去最高となり、男女間の賃金格差は過去最小となっています。また、男女計の雇用形態間の賃金格差についても、過去最小となっており、今後も、政府が掲げる「働き方改革」の諸施策が推進され、同内容の仕事では、男女、雇用形態の如何を問わず、格差のない公平な賃金体系が構築されることが望まれます。

（中井正人）